

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 45 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 39 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで

昭和49年2月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、亡くなった夫と一緒に集金人に納付していたので、私の分だけ未納とされていることに納得できない。記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっており、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和49年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、50年3月に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の夫又は申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から48年8月まで  
② 昭和49年9月から57年3月まで

私が20歳になった際、母親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、私が海外に住んでいたときも、本人に代わって納付すべきものは、すべて納付してくれていたので、保険料を未納のまま放置していたとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和55年10月から57年3月までについて、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年12月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の母親は、このころに、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該期間は過年度保険料として納付が可能である上、当時、A市では、未納期間が有る場合に、過年度保険料の納付書を発行する取扱いを行っていたことが確認できることから、納付書の交付を受けた申立人の母親が、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②のうち昭和49年9月から55年9月までについ

ては、上記の申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により納付することができない期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

昭和51年2月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料については、区役所から送られてきた納付書で3か月ごとに納付していた。申立期間については、送付されて来た納付書を紛失したので、区役所で再発行してもらい納付した。保険料額は3か月分で8,190円であった。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、第3号被保険者期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、A市では、国民年金の資格喪失届が提出された際に保険料の未納期間が有る場合、納付勧奨を行うのが通例であり、申立人は、昭和54年4月1日に国民年金の資格喪失届を提出していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳から確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

昭和49年11月に会社を退職した後、妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、当時、A市では国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納し、さかのぼって納付可能な過年度保険料についても、納付勧奨するのが通例である上、昭和50年度分を過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書から確認できることから、申立期間の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年3月まで  
② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、申立期間①については、夫が昭和49年11月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間②については、国民年金に加入して以降、夫の分と一緒に保険料を納付してきたので、私のみ未納となっているのは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は5か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、当時、A市では国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納し、さかのぼって納付可能な過年度保険料についても、納付勧奨するのが通例である上、昭和50年度分を過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書から確認できることから、申立人は、申立期間①の保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、一緒に国

民年金保険料を納付したとする申立人の夫については、当該申立期間の保険料が納付されていることが確認できることから、当該申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年8月まで  
平成2年1月ごろ、社会保険事務所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。私が所持している年金手帳には申立期間の被保険者資格の記録が有る。改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、社会保険事務所で申立期間に係る国民年金被保険者資格の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立人が所持している国民年金手帳では、平成2年1月9日資格取得、同年9月21日資格喪失の記載が有ることから、社会保険事務所で国民年金被保険者資格の得喪の申出を行うとともに申立期間の保険料についても過年度納付したとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち18年5月から同年8月までについては20万円、同年9月から19年8月までについては14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月8日から20年8月19日まで  
申立期間について、給与明細書で控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録が合っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成18年5月から19年8月までの標準報酬月額は11万8,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち平成18年5月から同年8月までについては20万円、同年9月から19年8月までについては14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年9月1日から20年8月19日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により、21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から17年9月までについては20万円、同年10月から19年8月までについては22万円に訂正することが必要である。

また、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を同年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成17年7月16日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年8月4日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年7月27日

申立期間について、給与明細書で控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間①のうち平成15年5月から17年9月までについては20万円、同年10月から19年8月までについては22万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間②及び③に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、給与明細書及び賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった元役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出をしたにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与及び賞与明細書並びに賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑤及び⑥に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賞与明細書及び賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出された標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により、21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち18年5月から同年8月までについては20万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は20万円、19年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年8月までについては22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月16日から20年11月8日まで  
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額の記録が違っているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち平成18年5月から同年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管している賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間のうち平成18年5月から同年8月までについては20万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は20万円、19年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月から同年8月までについては22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成18年4月16日から同年4月30日までについては、給与明細書及び賃金台帳から、厚生年金保険料が控除された事実は確認できないことから、記録の訂正は行わない。

また、平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により、21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年5月及び同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は38万円、同年9月から16年1月までは41万円、同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月は41万円、17年1月から同年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、18年1月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月から19年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は44万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、16年12月15日は1万4,000円、17年7月16日は2万6,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月1日から20年7月16日まで

- ② 平成 16 年 12 月 15 日
- ③ 平成 17 年 7 月 16 日
- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額と報酬月額から、申立期間のうち平成 15 年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月は 38 万円、同年 9 月から 16 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 44 万円、同年 12 月は 41 万円、17 年 1 月から同年 3 月までは 44 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 41 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 44 万円、同年 10 月は 41 万円、同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 41 万円、18 年 1 月から同年 5 月までは 44 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 41 万円、同年 11 月から 19 年 3 月までは 44 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 44 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日は1万4,000円、17年7月16日は2万6,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち平成8年5月1日から15年4月30日までの期間については、賃金台帳の資料が保管されておらず、他の同僚が当該期間の一部の給与明細書を所持しているが、給与支給額と控除額からみた標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることもあり、申立人が主張する標準報酬月額の相違の事実の有無については確認できない。

さらに、申立期間⑤、⑥及び⑦に支給された賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額からみた標準賞与額が一致していることから、記録の訂正を行わない。

一方、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年7月16日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が、破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年6月から19年8月までの期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を、申立期間のうち平成17年6月から18年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月から19年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円に訂正することが必要である。

また、平成17年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年6月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月1日から20年10月16日まで  
② 平成17年12月16日  
③ 平成18年8月4日  
④ 平成18年12月15日  
⑤ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額については、申立期間①のうち平成17年6月から18年8月までは18万円、同年9月から19年8月までは19万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成17年6月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成17年6月から18年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月から19年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を1万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、他の同僚についても、申立人と同様に同時期の賞与が社会保険事務所に記録されていないため、事業主は社会保険事務所に届出していなかったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と申立人が所持する給与明細書及び賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額からみた標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年9月1日から20年10月16日までの

期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年5月から17年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、18年1月から同年8月までは30万円、同年9月から19年7月までは32万円及び同年8月は30万円に訂正することが必要である。

また、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を同年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日  
⑦ 平成19年7月27日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べる

と、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているのを、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円及び同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月から17年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、18年1月から同年8月までは30万円、同年9月から19年7月までは32万円及び同年8月は30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、いずれの機会においても、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、社会保険事務所が記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認

められる。

一方、申立期間②に支払われた賞与については、当該賞与から厚生年金保険料が控除されている事実は確認できないことから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と破産管財人である弁護士が保管する貸金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額からみた標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち平成15年5月から同年8月までは38万円、同年9月から16年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月から同年6月までは41万円、同年7月は38万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月から17年1月までは44万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月から18年10月までは38万円、同年11月は41万円、同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1万2,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日

- ③ 平成 17 年 7 月 16 日
- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までについては 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から同年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から 16 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 41 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 41 万円、同年 11 月から 17 年 1 月までは 44 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 44 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 44 万円、同年 10 月から 18 年 10 月までは 38 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 36 万円、19 年 1 月及び同年 2 月は 41 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 38 万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁

に記録が無いが、賞与明細書及び賃金台帳から保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万2,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった元役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出をしたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与及び賞与明細書並びに賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年9月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年10月17日から20年11月8日まで  
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成18年9月から19年8月までの標準報酬月額については22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成18年9月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成18年9月から19年8月までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった元役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成17年10月17日から18年8月31日までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録と一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年10月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年10月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年10月6日から20年11月8日まで  
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成17年10月から18年8月までの標準報酬月額については11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち平成17年10月から19年8月までについては20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち15年5月から17年9月までの期間の標準報酬月額を22万円、同年10月から18年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、19年1月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1,000円、17年7月16日は1万7,000円、同年12月16日は1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日  
⑦ 平成19年7月27日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間①のうち平成15年5月から17年9月までの期間の標準報酬月額は22万円、同年10月から18年7月までについては24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は22万円、19年1月から同年8月までは24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、給与明細書及び賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1,000円、17年7月16日は1万7,000円、同年12月16日は1万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった元役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出をしたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録

しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と申立人が所持する賞与明細書及び賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額については、申立期間のうち15年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月から16年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは44万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、17年1月及び同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、18年1月及び同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、19年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月から同年6月までは44万円、同年7月は38万円、同年8月は44万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、16年12月15日及び17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成6年7月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日  
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与から控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは18万円、同年9月から18年8月までは20万円、同年9月から19年8月までは22万円と記録されている。

しかし、申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち15年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月から16年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは44万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、17年1月及び同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月は44万円、同年7月から同年10月までは47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、18年1月及び同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、19年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月から同年6月までは44万円、同年7月は38万円、同年8月

は44万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日及び17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出をしたにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち平成6年7月1日から15年4月30日までの期間については、賃金台帳の資料が保管されておらず、他の同僚が当該期間の一部の給与明細書を保管しているが、給与支給額と控除額からみた標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることもあり、申立人が主張する標準報酬月額の相違の事実の有無については確認できない。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対して調査した上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額については、申立期間のうち15年5月から同年7月までは22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から18年8月までは24万円、同年9月から19年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、16年12月15日は1,000円、17年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日

⑦ 平成19年7月27日

申立期間について、給与明細書で控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月から同年7月までは22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から18年8月までは24万円、同年9月から19年1月までは26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、給与明細書及び賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1,000円、17年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考

え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、給与及び賞与明細書並びに賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と申立人が所持する賞与明細書及び賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額からみた標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対して調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により、21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から同年9月までは28万円、同年10月は20万円、同年11月から16年8月までは28万円、同年9月から17年9月までは32万円、同年10月から18年8月までは34万円、同年9月から19年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から20年11月7日まで  
申立期間について、給与明細書で控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち平成15年5月から17年8月までは18万円、同年9月から18年8月までは20万円、同年9月から19年8月までは22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間のうち平成15年5月から同年9月までは28万円、同年10月は20万円、同年11月から16年8月までは28万円、同年9月から17年9月までは32万円、同年10月から18年8月までは34万円、同年9月から19年8月までは38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年9月1日から20年11月7日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対して調査した上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日に支払われた賞与については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日支給の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月7日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成18年8月4日  
④ 平成18年12月15日  
⑤ 平成19年7月27日

申立期間について、給与から控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されてい

る。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から17年5月までの期間及び同年8月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、平成17年6月及び同年7月については、申立人の同年の賃金台帳には記録が無く、申立人は給与明細書を所持していないが、雇用保険の記録及び3人の同僚の供述により、当該期間において申立人が継続して勤務していたことが認められることから、当該期間において前後の記録と同様に、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていたと推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月15日の標準賞与額を1万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所において社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険庁の記録において、他の複数の被保険者についても、同日に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標

準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 7 日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が、破産管財人に対して調査した上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年5月から同年8月までは30万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月から16年8月までは38万円、同年9月から17年6月までは44万円、同年7月は38万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月から18年3月までは44万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は47万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月から同年11月は44万円、同年12月は41万円、19年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月から同年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1万3,000円、17年7月16日は2万7,000円、同年12月16日は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日、及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日

- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月から 16 年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から 17 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 44 万円、同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 18 年 3 月までは 44 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 47 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 50 万円、同年 9 月から同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 41 万円、19 年 1 月は 44 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 1 万 3,000 円、17 年 7 月 16 日は 2 万 7,000 円、同年 12 月 16 日は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年5月から同年8月までは34万円、同年9月から16年8月までは32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月から17年9月までは38万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月から18年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、19年1月は38万円、同年2月は34万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は44万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1万8,000円、17年7月16日は2万3,000円、同年12月16日は1万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日、17年7月16日、及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日

- ③ 平成 17 年 7 月 16 日
- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、18 年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から同年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月から 17 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月から 18 年 4 月までは 44 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 44 万円、同年 8 月は 41 万円、同年 9 月は 36 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 41 万円、19 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 44 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 1 万 8,000 円、17 年 7 月 16 日は 2 万 3,000 円、同年 12 月 16 日は 1 万 9,000 円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年9月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年9月から16年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は30万円、17年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月から同年11月までは36万円、同年12月は34万円、18年1月から同年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、19年1月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は9,000円、17年7月16日は1万7,000円、同年12月16日は1万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年9月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額並びに16年12月15日、17年7月16日、及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日

- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成 15 年 9 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成 15 年 9 月から 16 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 36 万円、同年 12 月は 30 万円、17 年 1 月及び同年 2 月は 34 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月から同年 11 月までは 36 万円、同年 12 月は 34 万円、18 年 1 月から同年 4 月までは 36 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 36 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 38 万円、同年 12 月は 36 万円、19 年 1 月から同年 8 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 9,000 円、17 年 7 月 16 日は 1 万 7,000 円、同年 12 月 16 日は 1 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成15年5月1日から同年8月31日までの期間、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と申立人が所持する給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳に記載されている報酬額及び賞与額と保険料控除額から算出した標準報酬月額及び標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から16年8月までは22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月から17年5月までは22万円、同年6月は24万円、同年7月から18年8月までは22万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月及び19年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は3,000円、17年7月16日は1万8,000円、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日、17年7月16日、及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日

- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までは 9 万 8,000 円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 11 万 8,000 円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 12 万 6,000 円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち 15 年 5 月から 16 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 17 年 5 月までは 22 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月から 18 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 24 万円、同年 12 月及び 19 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 3,000 円、17 年 7 月 16 日は 1 万 8,000 円、同年 12 月 16 日は 1 万 4,000 円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から16年8月までについては22万円、同年9月から17年9月までについては26万円、同年10月から18年8月までについては28万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月から19年2月までについては32万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までについては32万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1,000円、17年7月16日は2万2,000円、同年12月16日は1万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年2月16日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日

申立期間について、給与明細書の支給額や保険料の控除額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録が低すぎるので、記録を訂正してほしい。

また、平成16年12月15日、17年7月16日、同年12月16日のボーナスが社会保険事務所に届出されていないが、保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち平成15年5月から16年8月までは22万円、同年9月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までについては22万円、同年9月から17年9月までについては26万円、同年10月から18年8月までについては28万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月から19年2月までについては32万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までについては32万円、同年8月は34万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賞与明細書から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1,000円、17年7月16日は2万2,000円、同年12月16日は1万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出をしたにもかかわらず

らず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、給与及び賞与明細書並びに賃金台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年9月1日から20年2月16日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により、21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、15年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月から16年8月までは32万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は34万円、17年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月は34万円、同年11月から18年11月までは38万円、同年12月は34万円、19年1月から同年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万9,000円に、17年7月16日は2万4,000円、同年12月16日は2万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から19年9月1日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日

- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までの標準報酬月額については 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までの期間については 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までの期間については 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している住民税特別徴収税額の通知書及び破産管財人が保管する株式会社 A の賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額を平成 15 年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 34 万円、17 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 34 万円、同年 11 月から 18 年 11 月までは 38 万円、同年 12 月は 34 万円、19 年 1 月から同年 3 月までは 38 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 36 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 38 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日

は1万9,000円に、17年7月16日は2万4,000円、同年12月16日は2万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は貸金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録が、当該事業所の破産管財人が保管する貸金台帳に記載されている賞与支給額から算出した標準賞与額の範囲内（同額）であることから、記録の訂正は行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成18年6月から19年3月までの期間並びに同年7月及び同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については18年6月から同年9月までは30万円、同年10月から19年3月までの期間並びに同年7月及び同年8月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年6月から19年3月までの期間並びに同年7月及び同年8月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月16日から同年6月15日まで  
② 平成18年6月16日から20年11月8日まで

私は、①株式会社Aに平成18年5月16日から勤務したが、社会保険庁の記録では同年6月16日からとなっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。②申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間②のうち平成18年6月から19年8月の標準報酬月額については15万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間のうち平成19年4月から同年6月までの期間を除く期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認

できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 18 年 6 月から 19 年 3 月までの期間並びに同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、18 年 6 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 19 年 3 月まで並びに同年 7 月及び同年 8 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち平成 19 年 4 月及び同年 5 月において、申立人は傷病のため休職しており、賃金台帳に月別の総支給額が記載されていない上、同年 6 月については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも低い額が賃金台帳に月別の総支給額として記載されていることが確認できるため、記録の訂正は行なわない。

また、申立期間②のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 8 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が株式会社 A に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の賃金台帳から厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できるが、申立期間である平成 18 年 5 月分の厚生年金保険料が、翌月の 6 月分の給与から控除されていないことが、同賃金台帳から確認できる。

また、複数の同僚は、当時の当該事業所は 1 か月から 6 か月の試用期間があったと供述している上、同僚のうち 4 人の厚生年金保険の加入記録については、本人が記憶している就職開始月よりも 1 か月以上後の時期から始まっていることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について入社

後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年7月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、16年7月から17年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月から同年8月までは32万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は30万円、19年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②及び③に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万2,000円に、同年12月16日は4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年7月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日から20年11月8日まで  
② 平成17年7月16日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年8月4日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成16年7月から17年8月までは18万円、同年9月から18年8月までは20万円、同年9月から19年8月までは22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成16年7月から17年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月から同年8月までは32万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は30万円、19年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②及び③に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万2,000円、同年12月16日は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及

び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑤及び⑥に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した標準賞与額の範囲内（同額）であることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、15年5月から16年8月までは41万円、同年9月から17年10月までは44万円、同年11月は41万円、同年12月から18年2月までは44万円、同年3月は47万円、同年4月は41万円、同年5月は47万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は38万円、19年1月及び同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は2万4,000円に、17年7月16日は2万7,000円に、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日

- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 17 年 10 月までは 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月から 18 年 2 月までは 44 万円、同年 3 月は 47 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 47 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 47 万円、同年 9 月は 38 万円、同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 47 万円、同年 12 月は 38 万円、19 年 1 月及び同年 2 月は 47 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 41 万円、同年 8 月は 44 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 2 万 4,000 円、17 年 7 月 16 日は 2 万 7,000 円、同年 12 月 16 日は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社

会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録が、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている賞与支給額から算出した標準賞与額の範囲内（同額）であることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年9月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、16年9月から17年5月までは41万円、同年6月は24万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は38万円、18年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は36万円、同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は38万円、19年1月から同年3月までは41万円、同年4月は38万円、同年5月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万3,000円に、17年7月16日は2万円に、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年9月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日

- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 18 年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から 19 年 8 月までは 22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成 16 年 9 月から 17 年 5 月までは 41 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 38 万円、18 年 1 月は 44 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 44 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 41 万円、同年 12 月は 38 万円、19 年 1 月から同年 3 月までは 41 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 41 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 1 万 3,000 円に、17 年 7 月 16 日は 2 万円に、同年 12 月 16 日は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社

会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までの期間については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額が一致しているか、低い額となっていることが確認できる。

また申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録が、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている賞与支給額から算出した標準賞与額の範囲内（同額）であることから、記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち平成15年5月から同年8月までの標準報酬月額は26万円、同年9月は28万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月から16年10月までは28万円、同年11月は30万円、同年12月は28万円、17年1月から同年3月までは32万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月は26万円、18年1月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から同年11月までは32万円、同年12月は30万円、19年1月は32万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は28万円とすることが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日については1万5,000円に、17年7月16日は1万9,000円、同年12月16日は1万5,000円に、訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日

- ③ 平成 17 年 7 月 16 日
- ④ 平成 17 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までの標準報酬月額については 18 万円、16 年 9 月から 17 年 8 月までの期間については 15 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までの期間については 18 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までの期間については、19 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する株式会社 A の賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 26 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、同年 12 月から 16 年 10 月までは 28 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月は 28 万円、17 年 1 月から同年 3 月までは 32 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 及び同年 9 月は 32 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 26 万円、18 年 1 月から同年 5 月までは 30 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 32 万円、同年 12 月は 30 万円、19 年 1 月は 32 万円、同年 2 月から同年 5 月までは 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 28 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に

記録が無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日は1万5,000円に、17年7月16日は1万9,000円、同年12月16日は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から18年2月までの期間、同年5月から18年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち平成15年5月から同年8月までの標準報酬月額は36万円、同年9月から16年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、17年1月から同年3月までは41万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は34万円、18年1月は38万円、同年2月及び同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日については1万1,000円に、17年7月16日は1万1,000円、同年12月16日は1万2,000円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から18年2月までの期間、同年5月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日

- ④ 平成17年12月16日
- ⑤ 平成18年8月4日
- ⑥ 平成18年12月15日
- ⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から17年8月までの標準報酬月額については18万円、同年9月から18年2月まで及び同年5月から同年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期間については、22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間①のうち平成15年5月から同年8月までの標準報酬月額は36万円、同年9月から16年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は36万円、17年1月から同年3月までは41万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は34万円、18年1月は38万円、同年2月及び同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万1,000円に、17年7月16日は1万1,000円、同年12月16日は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成18年3月1日から同年4月30日の期間については、当該期間において申立人は傷病のため休職しており、賃金台帳に月別の給与総支給額も記載されていないため、記録の訂正は行わない。

また、平成18年9月から19年8月までの期間における標準報酬月額については、給与明細及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも低い額であることから記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

加えて、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち平成15年5月から同年8月までの標準報酬月額は30万円、同年9月から16年8月までは32万円、16年9月は38万円、同年10月は32万円、同年11月は41万円、同年12月は34万円、17年1月及び同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から19年3月までは36万円、19年4月は32万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万3,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は2万2,000円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日

⑥ 平成 18 年 12 月 15 日

⑦ 平成 19 年 7 月 26 日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までの標準報酬月額については 18 万円、17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間については 20 万円、18 年 9 月から 19 年 8 月までの期間については、22 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する株式会社 A の賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間①のうち平成 15 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 30 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 32 万円、16 年 9 月は 38 万円、同年 10 月は 32 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 34 万円、17 年 1 月及び同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 19 年 3 月までは 36 万円、19 年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 36 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 34 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成 16 年 12 月 15 日は 1 万 3,000 円、17 年 7 月 16 日は 1 万 6,000 円、同年 12 月 16 日は 2 万 2,000 円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社

会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成 16 年 12 月 15 日、17 年 7 月 16 日及び同年 12 月 16 日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間①のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 8 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、管財人に対し調査をした上で職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額については15年5月及び同年6月の標準報酬月額は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から18年8月までは24万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月から19年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは26万円とすることが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日については1,000円、17年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から同20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日  
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているのので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から17年8月までの期間については9万8,000円、同年9月から18年8月までの期間については11万8,000円、同年9月から19年8月までの期間については、12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月及び同年6月の標準報酬月額は24万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から18年8月までは24万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月から19年4月までは24万円、同年5月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については社会保険庁に記録は無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日については1,000円、17年7月16日は2万1,000円、同年12月16日は1万5,000円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事

務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間のうち15年5月から同年8月までの標準報酬月額は32万円、同年9月から16年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から17年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は32万円、同年11月から18年8月までは38万円、18年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、19年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円とすることが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を、平成16年12月15日は1万7,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日

- ③ 平成17年7月16日
- ④ 平成17年12月16日
- ⑤ 平成18年8月4日
- ⑥ 平成18年12月15日
- ⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から17年8月までの期間については18万円、同年9月から18年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期間については、22万円と記録されている。

しかし、破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から同年8月までの標準報酬月額は32万円、同年9月から16年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から17年2月までは38万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は32万円、同年11月から18年8月までは38万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、19年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月から5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については社会保険庁に記録は無いが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万7,000円、17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万2,000円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、社会保険事務所の責任者であった役員は、標準報酬月額引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち15年5月から16年8月までの期間については標準報酬月額を34万円に、同年9月から同年11月までの期間については38万円、同年12月から17年1月までの期間については34万円に、同年2月については36万円、同年3月については38万円、同年4月については36万円、同年5月については38万円、同年6月については34万円、同年7月については38万円、同年8月については36万円、同年9月については38万円、同年10月については36万円、同年11月については38万円、同年12月については36万円、18年1月から同年8月までの期間については38万円、同年9月から同年11月までの期間については41万円、同年12月については36万円に、19年1月から同年8月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日

- ④ 平成17年12月16日
- ⑤ 平成18年8月4日
- ⑥ 平成18年12月15日
- ⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から17年8月までの標準報酬月額については18万円、同年9月から18年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期間については、22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳より、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までの期間については標準報酬月額を34万円に、同年9月から同年11月までの期間については38万円、同年12月から17年1月までの期間については34万円に、同年2月については36万円、同年3月については38万円、同年4月については36万円、同年5月については38万円、同年6月については34万円、同年7月については38万円、同年8月については36万円、同年9月については38万円、同年10月については36万円、同年11月については38万円、同年12月については36万円、18年1月から同年8月までの期間については38万円、同年9月から同年11月までの期間については41万円、同年12月については36万円に、19年1月から同年8月までの期間については41万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年保険料が控除されていることが認められることから社会保険庁に記録が無いが、賃

金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額を1万5,000円に記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額を引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、当該事業所の破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、15年5月から同年11月までは22万円、同年12月から17年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月から18年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月から19年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万2,000円に、17年7月16日は1万6,000円に、同年12月16日は1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月16日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年8月4日  
⑥ 平成18年12月15日  
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているのので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成15年5月から17年8月までは15万円、同年9月から18年8月までは18万円、同年9月から19年8月までは19万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成15年5月から同年11月までは22万円、同年12月から17年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月から18年10月までは24万円、同年11月は26万円、同年12月から19年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万2,000円に、17年7月16日は1万6,000円に、同年12月16日は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事

務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した標準賞与額の範囲内（同額）にあることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年11月8日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち15年5月から16年8月までの期間については、標準報酬月額を36万円に、16年9月から19年8月までの期間は、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から20年11月7日まで

私は、株式会社Aで勤務していたが、平成15年5月1日から20年11月7日までの社会保険庁の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち、平成15年5月から17年8月までの標準報酬月額については18万円、同年9月から18年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期間については、22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までの期間については、標準報酬月額を 36 万円に、16 年 9 月から 19 年 8 月までの期間においては、38 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 7 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、当該事業所の破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、15年5月から17年8月までの期間については、標準報酬月額を38万円に、17年9月から19年8月までの期間については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から20年11月7日まで

私は、株式会社Aで勤務していたが、平成15年5月1日から20年11月7日までの社会保険庁の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額となっていないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち、平成15年5月から17年8月までの標準報酬月額については18万円、同年9月から18年8月までの期間については20万円、同年9月から19年8月までの期間については、22万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち平成 15 年 5 月から 17 年 8 月までの期間については、標準報酬月額を 38 万円に、17 年 9 月から 19 年 8 月までの期間においては、41 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 7 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、当該事業所の破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成17年1月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間のうち17年1月から同年9月までの期間については標準報酬月額を18万円に、同年10月から18年8月までは22万円、18年9月及び同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月から19年8月までは24万円とすることが必要である。

また、申立期間②及び③に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を、平成17年7月16日は1万1,000円に、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年1月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月16日から20年11月8日まで  
② 平成17年7月16日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年8月4日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額

の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成17年1月から同年8月までの標準報酬月額については9万8,000円、同年9月から18年8月までの期間については11万8,000円、同年9月から19年8月までの期間については、12万6,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人が保管する上記賃金台帳により、申立期間①のうち平成17年1月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち17年1月から同年9月までの期間については標準報酬月額を18万円に、同年10月から18年8月までは22万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月から19年8月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③に支給された賞与については、社会保険庁に記録がないが、賃金台帳から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万1,000円に、同年12月16日は1万4,000円に、標準賞与額に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及

び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 16 年 11 月及び同年 12 月の期間の標準報酬月額については社会保険事務所における標準報酬月額の記録と給与明細及び賃金台帳から算出した標準報酬月額が同額であるため、記録の訂正は行わない。

また、申立期間④、⑤及び⑥に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

さらに、申立期間①のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 8 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年7月から19年8月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、16年7月から17年9月までは20万円、同年10月から19年2月までは22万円、同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、及び③に支給された賞与については、厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万6,000円に、同年12月16日は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年7月から19年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料並びに17年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月21日から20年4月16日まで  
② 平成17年7月16日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年8月4日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年7月26日

申立期間について、給与等の支給額と社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①のうち、平成16年7月から17年8月までは9万8,000円、同年9月から18年8月までは11万8,000円、同年9月から19年8月までは12万6,000円と記録されている。

しかし、破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、破産管財人が保管する上記賃金台帳より申立期間①のうち平成16年7月から17年9月までは20万円、同年10月から19年2月までは22万円、同年3月は20万円、同年4月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②、及び③に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成17年7月16日は1万6,000円、同年12月16日は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑤及び⑥に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳に記載されている賞与支給額から算出した標準賞与額の範囲内にあることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成19年9月1日から20年4月16日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、管財人に対し調査をした上で職権により21年2月19日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②の資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月24日から43年2月14日まで  
② 平成元年3月1日から同年8月1日まで  
③ 平成11年4月30日から13年5月1日まで

申立期間①は、昭和42年12月24日から43年6月8日まで、C株式会社（現在は、D株式会社）のE丸に乗船したが、社会保険事務所に照会したところ、船員保険の記録では同年2月15日からとなっている。船員手帳に記載されている雇用期間を、船員保険の被保険者期間として訂正してほしい。

申立期間②は、昭和59年3月19日から平成10年1月21日まで、A株式会社（平成12年2月3日に、株式会社Bに名称変更）に、運転手として継続して勤務しており、途中で退職した事実はなく、当時の給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたことが分かる。また、申立期間③についても、10年9月11日から16年10月1日まで同じく同運輸会社に継続して勤務していたが、途中の期間が未加入となっている。当時、給与とは別に保険負担金が支給され、社会保険事務所に振り込んでいた。

調査の上、いずれの申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録、申立人の所持する給与明細書により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は申立期間②においても継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、不明としているが、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人がC株式会社のE丸で雇入れされていたことが確認できる。

しかし、C株式会社は、昭和43年9月にF株式会社と合併し、平成14年9月にD株式会社と合併しており、申立期間①当時の事業主及び役員の所在は不明であり、当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないとしており、申立期間①当時、C株式会社に勤務していた複数の元同僚に照会しても、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働者の特殊性を考慮し、労働者の保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り組む前に、行政庁があらかじめ労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、公認の際に船員が船員保険に加入しているかどうかは確認しておらず、船員手帳に記載されている雇入年月日及び雇止年月日は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

申立期間③について、申立人が所持する給与明細書から、申立人はA株式会社に勤務していたことは確認できるが、同給与明細書には、厚生年金保険料及び健康保険料の控除額が記入されておらず、申立期間③において、厚生

年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、当該給与明細書において、「保険負担」として支給額が記載されているが、このことについて申立人は、会社から健康保険の負担分を給与に加算しておくので自分で払うよう言われていたと述べており、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成11年4月30日に被保険者資格を喪失後、翌月21日に健康保険証を返納し、申立期間③において健康保険の任意継続被保険者となったことが確認でき、任意継続被保険者の保険料と「保険負担」として記載された支給額は、ほぼ一致している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人と同様にA株式会社において平成11年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、13年5月1日に再び被保険資格を取得している元同僚7人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、当該元同僚7人に照会したところ、このうち4人は共に事業主が健康保険の任意継続被保険者の手続を行い、保険料は自分で納めていた旨回答している。

このほか、申立期間①及び③において船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年2月1日から同年4月1日まで  
(株式会社A)  
② 平成17年8月21日から18年11月21日まで  
(株式会社B)

申立期間①については、実際の給与から控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額（18万円）よりも、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（13万4,000円）が低い。また、申立期間②については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額からみて厚生年金保険料が多く控除されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書から、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、13万4,000円の標準報酬月額を訂正する届出を失念していたことを認めており、また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届においても、申立期間①の標準報酬月額は13万4,000円とさ

れていることから、事業主が 13 万 4,000 円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け出た後、標準報酬月額を訂正する届出を失念した結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 18 年 9 月については、申立人が所持している給与支払明細書から、申立人は、標準報酬月額（26 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、株式会社 B が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書から、平成 18 年 9 月定時決定以降の申立人の標準報酬月額は 26 万円であることが確認できるものの、社会保険料の控除方法について同社に照会したところ、同社は、厚生年金保険料については翌月控除しているにもかかわらず、申立人の同年同月分の保険料については、誤って当月控除したと回答している。

しかしながら、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるため、申立人の場合、平成 18 年 9 月分給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額は 26 万円であるが、同年同月分の報酬月額 24 万 6,000 円に見合う標準報酬月額は 24 万円であることから、同年同月分の標準報酬月額は 24 万円と認定することになり、当該標準報酬月額は社会保険事務所の記録と一致していることから、訂正の必要は認められない。

また、申立期間②のうち、平成 18 年 9 月を除く期間については、申立人が所持している給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額である。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を昭和63年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月30日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aに昭和63年7月から正社員として勤務し、在職中の給料支払明細書を保管している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「給料支払明細書」及び「昭和63年分給与所得の源泉徴収票」の退職日の記載から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の「給料支払明細書」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務を受託している社会保険労務士が作成した労働者名簿には申立人の健康保険の被保険者資格喪失日は昭和63年8月30日と記載されており、他の関係書類は無く不明と回答しているが、同労働者名簿と社会保険事務所の記録が一致していることから、事業主が同日を資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成11年1月21日、資格喪失日に係る記録を同年7月20日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月21日から同年7月20日まで  
株式会社Aに、平成11年1月から同年7月まで勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の被保険者記録では未加入期間となっている。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答、当該事業所が保管している「B事業部」と付記された賞与査定用資料の記載及び当該事業所が提出した在籍証明書並びに複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの代表取締役は、「申立人は、申立期間に正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いない。」と回答しているほか、上記の「B事業部」に記載されている元同僚6人については、当該事業所及び同社の関連事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の「B事業部」に記載さ

れている給与額から 26 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は存在していないが、保険料を控除していたので納付したと主張しているが、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 1 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年3月まで

高校卒業後、昭和38年4月から家業である工務店で働きながら夜間は40年3月まで建築専門学校に通っていた。20歳になった41年\*月に、亡くなった母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私の給料から差し引いて集金人に支払っていた。支払は母親に任せていたが、集金人は3軒隣の人だったので当時の状況はよく覚えている。未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和41年\*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は申立人の給料から差し引いて集金人に納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は46年6月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人又はその母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手

帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

20歳となった翌月の昭和44年\*月に、父親が区役所で国民年金の加入手続を行い、その後は、2か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたことをはっきり記憶しているため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった翌月の昭和44年\*月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を2か月ごとに集金人に納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、48年11月に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の父親又は申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者がおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1367

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで

私は、母親から国民年金の加入を勧められ、昭和45年10月に母親が加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により55年7月に払い出されており、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は54年5月1日となっていることが申立人の所持する年金手帳からも確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から51年3月まで

20歳のころ、勤めていた会社の社長が、私の国民年金保険料を納付してくれていると言っていたことを覚えており、その後は、母親又は私が郵便局か銀行で保険料を納付し、スタンプを押してもらっていたことを覚えている。申立期間について、母親は納付済みであるのに、私が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初は申立人が勤務していた会社が、その後は、申立人の母親又は申立人が納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、納付可能な過年度保険料として51年4月より2年度分納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できるものの、この時点では、申立期間は既に時効により納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付したとの主張は無い。

また、申立人の勤務していた会社又は申立人の母親若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の

読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年11月までの国民年金保険料については、付加保険料も含め納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年11月まで

私は、昭和50年4月22日に、集金人に勧められ、国民年金に加入し、付加保険料も併せて国民年金保険料を納付し領収書を受け取った。その後、郵送されて来た国民年金手帳の昭和50年度印紙検認記録の12月の欄に昭和50年4月22日付けの検認印が有ることに気付き、疑問に感じたが、いつか尋ねようと思いつつ年月が経った。申立期間の保険料が付加保険料も含め未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持している国民年金手帳には、任意による資格取得日が50年12月22日と記載されており、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の付加保険料も含め保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持している国民年金手帳の昭和50年12月から51年3月までの印紙検認記録欄の検認印の年月日は申立てどおり50年4月22日

となっていることが確認できるものの、同手帳の発行日が同年12月22日であること及び同年12月の欄に「この月から納付開始」と押印されていることから、検認印の年を誤って押印したものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の付加保険料を含め国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から48年3月まで

私の国民年金については、義母が区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、未納となっているのは納得いかないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により昭和48年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の義母は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間のうち、昭和40年2月から同年4月までについては、厚生年金保険の被保険者期間であることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、制度上、申立人は当該期間について国民年金の被保険者となることはできず、仮に国民年金保険料を納付していることが判明した場合、重複納付された国民年金保険料については、申立人に還付されることになるが、その事実は見当たらない。

さらに、申立人の義母又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年3月まで

私は、昭和44年1月にA区B支所で、婚姻届、住民異動届及び国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は主人の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月に国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付してきたと主張している。しかしながら、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において51年8月に払い出されていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年12月までの期間及び46年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から44年12月まで  
② 昭和46年8月から47年3月まで

私が昭和39年12月に会社を退職した際、義父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も義父が納付してくれていたはずである。申立期間について、義父母及び夫は国民年金に加入し保険料を納付済みであるので、私の国民年金の記録が無いことに納得できないため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号は登録されておらず、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の義父又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1190

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 14 日から同年 8 月 8 日まで

私は、昭和 30 年 5 月から 46 年 3 月まで継続して A 株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、ねんきん特別便によると、36 年 7 月 14 日から同年 8 月 8 日までの 1 か月間については、厚生年金保険の加入記録が空白になっていることが分かった。この期間については、退職することなく継続して同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の解散時における代表取締役及び取締役等に照会したところ、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答があり、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、申立期間当時、申立人が記憶していた同僚 1 人及び A 株式会社で勤務していた従業員のうち、連絡先が判明した 14 人に対し照会を行ったところ 11 人から回答があり、そのうちの 3 人は、時期は明らかではないが、申立人は一度同事業所を退職したことがある旨の供述をしている上、うち 1 人は、申立人は同事業所を一度退職し、1 か月程度、別の事業所である B 社で勤務していた旨を供述している。

なお、申立人自身も A 株式会社在籍中に、半月程度、B 社で勤務した旨を述

べている。

ちなみに、B社は現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、申立人の在籍について同事業所に照会を行ったところ、当時の資料を保管しておらず、申立人が同事業所に在籍していたかどうかは不明である旨の回答があった。

さらに、A株式会社における申立人の雇用保険の記録によると、資格取得日は、昭和36年8月8日となっており、同日は、申立人が同事業所において厚生年金保険の資格を再取得した日付と一致していることから、同事業所の事業主は、社会保険事務所の記録どおりに社会保険事務に係る届出を行っていたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和36年7月14日に厚生年金保険の資格を喪失した後、同年7月18日に健康保険証を返納した旨が記載されているほか、申立期間の前後において申立人の健康保険の整理番号が異なっていることから、申立期間において、申立人が同事業所で厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 7 月まで

私は、昭和 38 年 9 月から 40 年 7 月まで、A 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、この間の厚生年金保険の加入記録が空白になっていることが分かった。私は、同事業所で訪問販売を担当しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、この期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の供述から、申立期間当時、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとしている A 社について、所在地を管轄する法務局に照会したところ、同事業所の法人登記の記録は無い旨の回答があったほか、社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名を複数の読み方で確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A 社の事業主に照会したところ、同事業所は個人経営の事業所であり、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨の供述をしている。

ちなみに、社会保険庁の記録から、A 社の事業主は、申立期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A 社の事業主が給与事務を担当していたとしている者は、既に亡く

なっており、申立てに係る事実について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1192

### 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、申立人は、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 9 日から 34 年 2 月 9 日まで  
② 昭和 34 年 2 月 9 日から 35 年 10 月 26 日まで  
③ 平成 4 年 6 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで  
④ 平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 14 日まで

株式会社Aに係る申立期間①について、厚生年金保険の資格取得日が昭和34年2月9日となっているが、自分が保管しているメモでは昭和33年2月9日に入社となっているので記録を訂正してもらいたい。また、申立期間②において、株式会社Aに係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と、実際に控除されていた厚生年金保険料に相違があると思うので調査してもらいたい。

申立期間③において、株式会社Bに正社員として勤務したが、社会保険庁の標準報酬月額の記録と、実際に控除されていた厚生年金保険料に相違があると思うので調査してもらいたい。

申立期間④において、C株式会社に代表取締役として勤務したが、社会保険庁の標準報酬月額の記録と、実際に控除されていた厚生年金保険料に相違があると思うので調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aの役員及び同僚の供述により、正確な勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できるが、同僚のうち一人は、申立人が後輩であったことは記憶しているものの、申立人がいつの時期に入社したかの具体的な記憶を有しておらず、申立人の主張する昭和33年2月9日に入社したとする事実を確認することはできなかった。

また、申立期間①及び②について株式会社Aに照会したところ、申立期間当時の代表取締役は既に亡くなっており、資料も残っていない旨の回答があり、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和34年2月9日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において申立人の標準報酬月額は、昭和34年2月9日は1万円、同年8月1日は1万4,000円となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、訂正された形跡も見当たらない。

申立期間③について、申立人が保管している株式会社Bに係る平成5年分、6年分及び7年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額から算出した社会保険料等の控除額はおおむね一致していることから、当該事業所は、申立人に係る厚生年金保険料を、届出の標準報酬月額に基づいて控除していたことがうかがえる。

また、複数の同僚に照会した結果においても、当該事業所に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与額と相違している旨の回答は得られなかった。

申立期間④について、申立人は、申立期間当時、C株式会社において代表取締役であり、当該事業所の役員もすべて家族であり、また、申立期間当時の給与及び社会保険事務は役員であった申立人の妻が担当しており、外部委託はしていなかった旨、述べていることから、申立期間における標準報酬月額の届出はすべて、申立人の妻によってされていたことが推認できる。

また、当該事業所を管轄する社会保険事務所であったD社会保険事務所に照会したところ、当該事業所に係る平成8年度及び9年度の算定基礎届の処理日はそれぞれ、9月30日、8月28日となっており、遡及訂正された形跡もないため、事業主からの届出をそのまま処理したものである旨の回答であった。

このほか、申立期間②、③及び④において申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③及び④において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月1日から63年3月30日まで  
② 昭和63年8月15日から平成元年3月30日まで  
申立期間①において、A小学校に非常勤講師として勤務していた。申立期間②においてB小学校に非常勤講師として勤務していた。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C県D庁E部に記録されている人事記録並びに申立人が提出した雇用保険被保険者離職票により、申立人が、申立期間①において、A小学校に非常勤講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、C県D庁E部では、申立人は臨時的任用職員であり、昭和63年3月31日以前には、県費負担の臨時的任用職員については厚生年金保険の加入手続を行っていないと回答している。

なお、C県D庁の「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要項」には、臨時的任用職員を厚生年金保険の適用対象者としたのは昭和63年4月1日以降であると記載されている。

また、社会保険庁の記録においても、C県D庁F局が健康保険厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年4月1日であることが確認できる。

申立期間②について、C県D庁E部に記録されている人事記録及び申立人が提出した人事異動通知書により、申立人が、申立期間②において、B小学校に

非常勤講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、C県D庁E部からの回答によれば、昭和63年4月1日に「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要項」により臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させる取扱いとなったが、適用対象者について「当分の間、県費負担の臨時的任用職員のうち一つの発令で任用期間が歴月で6箇月以上1年未満の者とする。」としている。

申立人は、申立期間②において、4回の発令により任用期間を更新しており、それぞれの任用期間が6箇月に満たないことから適用対象者とはならず、厚生年金保険の加入手続が行われなかったことが確認できる。

なお、C県D庁が「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要項」の一部改正を行い、厚生年金保険適用対象者を「県費負担の臨時的任用職員のうち、任用期間が2箇月を超え1年以内であるものとする。」と改正しその実施を行ったのは、平成元年4月1日である。

加えて、G共済組合H支部によれば、申立人は、昭和62年4月1日から平成元年3月31日までの期間、G共済組合任意継続組合員であり、同共済組合の健康保険加入者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1194 (事案 307 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 20 日まで  
② 昭和 61 年 4 月 30 日から平成 3 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社Aに講師として勤務していた時の記録が昭和 61 年 2 月から同年 4 月 30 日までの 2 か月だけになっていることが判明した。自分の記憶としては 57 年 4 月から平成 3 年 4 月 1 日まで同社に勤務しており、空白期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の元の勤務先である株式会社Aに保管されている厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えにより、社会保険庁の記録どおりに被保険者資格の得喪手続が行われていたことが確認できること、及び株式会社Aの元同僚に照会したところ、申立人については非常勤の講師だったと思われる旨の回答があったことなどから申立人が厚生年金保険の加入対象にはならない非常勤の講師であった可能性もあること、並びに雇用保険の加入記録においても申立人の申立期間における記録は無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、平成20年12月24日付け株式会社B取締役からの報告書を提出しているが、その内容をみても、申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて申立期間①及び②に係る在職証明について事業主に再照会したところ「申立期間の証明については当時の書類がないため、いつからいつまでと言えないが、申立人の話の状況からは厚生年金保険の加入記録がある2か月以外にも、申立人が講師として勤務していた期間はあったと思われる。」と回答していることから、申立人は申立期間のうち少なくとも一部期間については株式会社Aで講師として勤務していたことが推認できる。

しかし、上記事業主は、「職員は雇用契約を結び、社会保険は加入しているが、講師は委託契約であった。」「退職金について、職員は規定に基づき支給されるが、講師は勤務期間にかかわらず退職金の支給はない。」とも回答している上、同僚からも、「従業員と講師は別の取扱いを受けており、講師は就業規則の適用を受けていなかった。」との供述があった。

また、申立人が当時の同僚として記憶している講師であった者3人の名前についても社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記載されていない。

さらに、申立期間①及び②において、当該事業所で勤務していた複数の従業員に照会しても、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできない。

加えて、申立期間②において、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に関する記載内容をみると、備考欄に「任」の記載があることから、昭和61年4月30日以降、申立人は健康保険被保険者の資格喪失後に任意継続被保険者となったことがうかがえる上、任意継続の資格が喪失する時期である63年4月30日以降については、C市に照会したところ、申立人は同市において国民健康保険に加入していることが確認できるため、申立人が申立期間②において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除されていたとする主張は、合理性に欠ける。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1195(事案 269 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで  
平成 20 年 2 月 21 日付けの申立てについて、同年 10 月 30 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、昭和 41 年 4 月 1 日を取得日とする厚生年金被保険者証を添えて、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所に照会したところ、現在は申立当時とは別の事業を営んでおり、当時の関連資料は保管しておらず、申立人の勤務実態等、申立てに係る事実について、確認することはできないこと、申立人が同様の仕事をしていたと主張する同僚 2 人のうち 1 人も当該事業所において厚生年金保険に加入した記録が無いこと、等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てについて、厚生年金保険被保険者証を提出しているが、同被保険者証には「初めて資格を取得した年月日」として昭和 41 年 4 月 1 日と記載されているのみであり、申立期間に係る事業所に勤務する以前の勤務先である B 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと以外の事実は確認できない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、申立

期間にA株式会社に勤務していた同僚が「申立人は昭和44年ごろから、私が退職する45年6月末日までは、A株式会社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が少なくとも申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことは認められるが、当時当該事業所の社会保険手続業務を担当していた会計事務所に照会しても、当時の賃金台帳等、関連資料は保管されていないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人は申立期間において健康保険証を所持しており、申立期間にC（地名）近辺の泌尿器科の個人病院で受診した旨供述しているため、C（地名）近辺の泌尿器科個人病院について調査したが、現存しているC（地名）近辺の泌尿器科を有する医療機関は、いずれも昭和44年当時の資料を保管しておらず、申立人の主張する内容を確認することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 12 日まで

徴用により A 株式会社の B 部門に板金工として入社し、その後、同部門から独立した C 株式会社（現在は、D 株式会社）で事務の仕事をしており、昭和 20 年 9 月 10 日に全員が解雇されたが、私は残務整理があり 3 日後に帰郷した。社会保険事務所に照会したところ、申立期間①の入社時及び申立期間②の退社時のそれぞれの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社及び C 株式会社の当時の役員の所在は不明であり、C 株式会社の後継事業所である D 株式会社に照会しても、申立期間当時の事業主及び役員の所在は不明であり、賃金台帳等関連資料を保管していないとしていることから、申立期間①及び②において、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 17 年 8 月 1 日に A 株式会社において労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18 年 10 月に C 株式会社で同被保険者資格を取得したことが確認できるほか、社会保険庁の記録により、A 株式会社及び C 株式会社で、17 年 8 月 1 日に同被保険者資格を取得している者が少なくとも 39 人確認でき、このうち所在が確認できた 12 人に照会したところ、

E県から徴用された元同僚は、同年7月31日に宿舎に入り、翌月1日に職場に配属された旨回答し、別の元同僚も、徴用された者は同年8月1日に工場の食堂に集合した旨回答している。

さらに、申立期間②について、申立人は、具体的な勤務状況を主張していることから、申立期間②において、C株式会社に勤務していたことは推認できるが、上記の被保険者台帳によると、昭和20年8月31日に当該事業所を解雇により被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、社会保険庁の記録により、上記元同僚のうち38人は、同年8月31日以前に被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人は4人の元同僚を記憶しているが、姓のみの記憶であるため、特定することはできず、当時の状況が分かる者も不明のため、申立期間②に係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 20 日から 40 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

短期大学を卒業した昭和 39 年 3 月に、A 株式会社に入社し、41 年 7 月末まで正社員として住み込みで働いていたが、ねんきん特別便では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の現在の事業主及び複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間①及び②において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっており、賃金台帳等関連資料は保管されておらず、当時、社会保険事務等を担当していた元同僚に照会しても、高齢のため回答を得ることができず、申立期間①及び②において、申立人の正確な勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、A 株式会社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（確認並に決定通知書）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（確認並に決定通知書）」では、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 40 年 6 月 1 日、資格喪失日は 41 年 3 月 1 日と記載されており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿における申立人に係る記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所  
の記録どおりに届出をしていたことが確認できる。

さらに、申立期間①について、申立人は、社長の家の手伝いや雑用が多か  
たと述べており、3人の元同僚も、申立人は家事手伝いや本業とは関係ない雑  
用などをしていたとしており、そのうちの一人は、「私たちと机を並べて仕事  
をすることはなかった。」と供述していることから、申立人は他の社員とは雇  
用形態が異なっていたことがうかがえる。

加えて、申立期間②について、上記の被保険者名簿において、申立人は昭和  
41年3月1日付けで被保険者資格を喪失した後、同月10日に健康保険証が返  
納された旨が記載されているほか、申立期間②において申立人の標準報酬月額  
が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点  
は見られない。また、申立人は同年5月\*日に婚姻しているが、申立期間②に  
申立人の婚姻後の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続して  
おり、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、当時の元同僚に照会しても、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年  
金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料  
及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につ  
いて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立  
人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 17 日から 45 年 1 月 15 日まで  
社会保険事務所から、A株式会社とB株式会社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。A株式会社に勤務していた期間については、婚姻前に脱退手当金を受給したが、婚姻後に勤務したB株式会社の期間については受給していないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、B株式会社の被保険者期間については受給していないと主張しているが、社会保険事務所が保管する脱退手当金裁定請求書によると、A株式会社の被保険者期間とともに、B株式会社の被保険者期間についても併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、同請求書は、B株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日後の昭和 47 年 8 月 31 日付けで婚姻後の氏名、住所により請求されており、「小切手 47. 11. 8 支給済」の押印が有ることから、国庫金送金通知書により、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

A株式会社B工場を退職後、同事業所に脱退手当金の請求手続をしてもらったが、それは、厚生年金保険被保険者期間の一部だったと記憶しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付 第\*号 昭和 39. 12. 7 C 社会保険事務所」、「小切手 40. 3. 25 交付済」の押印が有るとともに、申立人の当該事業所に係るすべての被保険者期間を対象として、脱退手当金が請求されていることが確認できる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 C」と押印されていることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考えにくい。

さらに、申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。